

関係各位

2019年7月30日

株式会社光潤社

重光昭夫氏からの株主総会決議取消、不存在確認請求訴訟
にかかる請求棄却判決の確定について

株式会社ロッテホールディングスの代表取締役副会長であり、株式会社光潤社（以下、当社）の株主でもある重光昭夫氏より、2015年10月14日に開催された当社株主総会（以下、本株主総会）の株主総会決議の取消し等を求めて、株主総会決議取消、不存在確認等請求訴訟が提起されておりましたが、この度7月2日付の最高裁判所の決定により、同氏の請求を棄却する判決が確定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

当社は本株主総会を適法に招集・開催し、本株主総会において、重光昭夫氏の解任が決議され、新任取締役1名が選任されました。また、本株主総会決議を前提として、その後の取締役会において、重光宏之が当社の新たな代表取締役として選任され、ロッテホールディングスの創業者重光武雄氏の保有する当社株式1株を重光宏之に譲渡する取引も承認されておりました。

重光昭夫氏からは、本株主総会は定足数を満たしておらず、決議の方法が法令及び定款に違反している等として、2016年1月に東京地方裁判所に当社に対する株主総会決議取消、不存在確認請求訴訟（以下、本訴訟）を提起されました。

本訴訟の第一審において、本株主総会の決議は有効であり、重光昭夫氏の主張は受け入れ難いと判断されております。第二審の東京高等裁判所は、第一審の判決に対する重光昭夫氏の控訴を棄却し、最高裁判所が、2019年7月2日に、重光昭夫氏の最高裁判所に対する上告受理申立てについて不受理の決定をしたことから、本株主総会の決議は有効であると結論づけられております。

なお、本訴訟においては、2015年9月に重光武雄氏が重光宏之に交付した株主総会議決権行使委任状の有効性等が争点となっておりました。

重光昭夫氏の主張によると、高齢の重光武雄氏は意思能力を欠いており、当時重光武雄氏が交付した委任状は無効なので、重光宏之が重光武雄氏の代理人として株主総会に出席し、議決権を行使したとは認められないとのことでした。

しかしながら、東京地方裁判所は、重光武雄氏は2015年6月『にはロッテホールディングスの代表取締役に重任されているというのであって、（中略）これらの時点において、企業の経営者に求められる各種行為をするのに必要な判断力を有していたと推認できる。』、また、重光武雄氏は『2015年（中略）7月

27日にロッテホールディングスの佃孝之社長と面談した際も、佃社長の説明に反論しつつ、繰り返し辞任を求めるなどしている』。これらの事情によれば、重光武雄氏は、『上記各時点において、周囲の報告を理解してその場の状況を認識し、概ねその状況に対応する行動を取っていると評価できる。』と認定し、重光武雄氏が委任に関して意思能力を欠いていたと認定できないと判断し、その後、東京高等裁判所、最高裁判所によっても、その判断が維持されております。

以上